

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

107

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10\_運輸・交通

## 提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金の自転車関連事業の整備地区要件に「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加

## 提案団体

熊本市

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)における自転車関連事業の整備地区要件に、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加する。

## 具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の対象事業である自転車関連事業(駐輪場整備、シェアサイクル事業)については、整備地区要件として、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画等の計画を策定している区域等が定められている。

一方で、自転車関連施策に関し地方公共団体は、平成29年に施行された自転車活用推進法に基づき、自転車通行空間、駐輪場、シェアサイクル等自転車関連施策が総合的に盛り込まれた国の自転車活用推進計画を勘案し、自転車活用推進計画を策定しているところであり、当市も令和3年3月に策定したところであるが、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件には、自転車活用推進計画を定めている区域は含まれていない。

当市では立地適正化計画で定める区域で行う事業について、当該交付金を活用しているところであるが、自転車関連事業について、都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画で定められた区域等が当該事業の対象となる一方、自転車活用推進法に基づき策定した自転車活用推進計画で定めている区域が対象とならないのは不合理である。

したがって、自転車ネットワーク計画と一体的に策定している場合など一定の具体性のある施策を自転車活用推進計画で定めている場合は、その施策を定めている区域について、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件に追加するべきである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自転車施策の一体的な実施や国費の効率的・効果的な活用につながる。

また、地方版自転車活用推進計画の策定率向上も期待でき、全国的な自転車活用推進にも資すると考える。

## 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(8)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、横浜市、川崎市、福井市、長野県、たつの市

-

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

## 提案事項(事項名)

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット住宅)の家賃低廉化に係る国庫補助の対象期間に関する要件の撤廃及び補助総額の増額

## 提案団体

徳島県、香川県、愛媛県

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。

## 具体的な支障事例

セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考えます。  
現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。  
この場合、当該補助期間の終盤に入居する者は、短期間しか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めづらくなる。  
また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を渡り歩くことも可能であるが、同一生活圏にタイミング良く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある住宅を求めて何度も転居をさせることは、居住の安定確保を図る上で合理的か疑問がある。  
したがって、現在の家賃低廉化の補助期間・補助総額は、セーフティネット住宅が公営住宅対象世帯の安定的な受け皿として機能する上で、支障となっていると考えます。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

セーフティネット住宅の家賃低廉化補助については、住宅の管理期間による画一的な運用ではなく、住宅確保要配慮者や地域の実情に即した運用を可能とすることで、地方公共団体がセーフティネット住宅制度を導入しやすくなり、民間賃貸住宅ストックが公営住宅を補完する「持続可能な住宅セーフティネットの構築」が図られる。

## 根拠法令等

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、長野県、和歌山県、美馬市、上板町、高松市、高知県、熊本市、沖縄県

—